児童手当制度を改正

小学6年まで支給されますよ!

の内容についてお知らせします。 の児童を養育している方にまで支給されます。 方に支給されている児童手当が、小学6年生まで を支給することで、生活の安定と次代を担う児童 の健全な育成を目的にしています。今回の改正で 児童手当制度は児童を養育している皆さんに手当 小学3年生までのお子さんを養育している

> うとするときは役場保健福 どで異なります(表2)。 祉課に「認定請求書」を提出 児童手当の支給を受けよ その額は扶養親族の数な

す。 書」など、必要に応じて提出 していただきます。そのほ していただくことがありま ·年金加入証明書」「所得証明

少子化対策の一環で、 が一定額以上の場合には

対象が拡大されました

童手当制度が改正され、

今

児童(平成6年4月2日以 べてが該当するかといえば 後に生まれた児童)を養育 まで小学3年生までの児童 の児童を養育している方す している方までに拡大され 4月から小学6年生までの が支給対象だったものが、 (1月から5月までの月分 ただし、義務教育就学前 の所得 表 1 改正後 改正前 小学校3年生 小学校6年生 (9歳になった 対象年齢 (12歳になった 年の年度末) 年の年度末) 第1子・第2子 5,000円、第3子 第1子・第2子 5,000円、第3子 手当月額

ました(表1)。

については前々年)

そうではありません。

所得制限で支給されません。 以降10,000円 2月、6月、10月

表 2 平成18年度所得制限限度額

以降10,000円

支払期間

お気軽にお電話ください。

ら役場保健福祉課

35 |

2月、6月、10月

扶養親族 などの数	自営業など (万円)	サラリーマンなど (万円)
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

児童手当の支給を受けてい

さんの便宜を考え、現在、

意ください。

で行われますが、村では皆

届け出は本来個人の申請

提出しなければなりません。

児童手当を受けている方 毎年6月に「現況届」を

る方へはそれぞれ「現況届」 こともありますので、ご注 の用紙を送付します。 童手当が受けられなくなる と、受給資格があっても児 この届けが提出されない

で、その用紙を基に、手続き 課から送付していますの 書」の用紙を役場保健福祉 養育している方へは「認定 は忘れずにお願いします。 請求書」と「手当額改定請求 の義務教育就学前の児童を なお小学5、6年生まで 不明な点などありました

現況届など送付します

2114、内線144)まで BRAVIA 32V

代表茂石祐次 235 —